

国民年金保険料に係る平成14年度からの収納対策

(注) 平成14年度から国民年金保険料の収納事務は国に移管

1. 年金広報の充実

- ・ 年金制度の意義・役割について正しく理解してもらうとともに、保険料の納付は、国民の義務であるという認識を浸透させるための広報を展開
 - ① 政府広報やテレビ・インターネット等の媒体を活用した集中的な広報
 - ② 市町村の広報誌による広報
 - ③ 年金ホームページの開設
 - ④ 制度周知リーフレットの配布（対象世代別に内容を工夫）
 - ⑤ 成人式のを機会を捉えた新成人への広報

2. 中、高校生に対する年金教育の推進

- ・ 年金広報専門員等による中学、高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを開催
- ・ 「文部科学省・厚生労働省連携協議会」を設置（13年6月）し、年金教育の充実方策等を検討

3. 学生納付特例制度等の周知

- ・ 大学等の協力を得て、ガイダンスや学園祭等の機会を捉えた広報の実施

4. 納めやすい環境作り

- ・ 被保険者が自主的に保険料を納める環境を整備する観点からの取組み
 - ① 保険料の納付窓口を全国の銀行、郵便局、信用金庫、農協などあらゆる金融機関に拡大
 - ② 口座振替を行っていない者全員に口座振替の利用を勧奨
 - ③ 集合徴収については、市町村、商店会、自治会等の協力を得て納付窓口を拡大

5. 保険料の納付督促

- ・ 保険料を滞納している者に対する納付督促の取組みを全国統一的に実施
 - ① 納期限の翌月から年6回にわたり催告状を送付
 - ② 電話による保険料の納付督促を実施
 - ③ 職員や国民年金推進員の戸別訪問による保険料の納付督促、徴収を実施

Ⅲ 社会保険・労働保険の加入・保険料徴収状況等について

(質問項目 4. 関係)

(1) 被保険者数・適用事業所数、うち強制加入事業所の占める割合

(平成13年度末)

	被保険者数 (単位：万人)	適用事業所数 (単位：万カ所)	左記のうち 強制加入事業所の割合
政府管掌健康保険	1,912	152	92.3%
厚生年金保険	3,158	166	92.6%

※ 適用事業所数は船舶所有者も含む

(2) 保険料収納状況

(平成13年度末)

	徴収決定済額	収納済額	収納率	
政府管掌健康保険	6兆4,222億円	6兆2,208億円	96.9%	
			現年度分	98.8%
			過年度分	23.8%
厚生年金保険	20兆4,176億円	19兆9,360億円	97.6%	
			現年度分	99.2%
			過年度分	23.5%

※ 任意加入事業所も含む

(3) 保険料の収納対策

社会保険関係

○ 現下の厳しい経済情勢を背景として、

- ① 滞納事業所が増加し、納入督促や滞納処分など、保険料の徴収を担当する職員において対応すべき業務が増大していること
- ② 支払能力の低下等により、滞納が長期化し、回収が困難となる事例も少なくないこと

など、保険料の収納環境は、困難さを増しているが、現年度分に関しては、保険料収納率約99%を維持。

○ こうした中で、各社会保険事務所において、

- ① 振替の促進など、事業主に対する保険料の納期内納入の励行に関する指導を徹底。
- ② 納入督促の早期着手など、滞納事業主に対する滞納保険料の納入に関する指導を徹底。
- ③ 不渡や倒産に関する情報の早期把握、財産調査の早期着手など、滞納処分を的確に実施。

(注)平成13年度には、差押延件数は19,715件、差押延金額は1,500億円。

- これらの取組を支援するため、
 - ① 地方社会保険事務局に、保険料特別徴収専門官を設置し、各社会保険事務所との連携体制を整備。
 - ② 滞納整理に関するマニュアル等を各社会保険事務所等に配付。あわせて、滞納整理の取組が低調である地方社会保険事務局等に対しては、社会保険庁本庁の職員が出向いて滞納整理の手法を指導。
 - ③ 各地方社会保険事務局等に対する監察の中で、新規滞納事業所に対する納入督促、長期・大口滞納事業所に対する財産調査等の滞納整理の取組について、各地方社会保険事務局が社会保険事務所を適切に指導しているかどうか等を確認し、必要な改善を指導。

(4) 適用の適正化対策

社会保険関係

- 社会保険の被保険者は、
 - ① 法人の事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものと常用的使用関係にある者。

- 従業員を使用する事業主において、従業員が必要な医療や年金を受け得るよう、社会保険に加入し、保険料を納付することは、法律上要請される責務。したがって、まずは、事業主において適正な届出を励行することが基本。

- しかしながら、社会保険制度に対する理解に乏しい事業主が見受けられることも、事実。このため、各社会保険事務所においても、就労の実態に照らして社会保険の被保険者とすべきであるにもかかわらずそのための手続が採られていない者を把握する都度、事業主を指導。

(注) 平成13年度には、約34万か所の事業所を対象として、事業所調査を実施。その中では、被保険者資格、標準報酬月額等を確認。財政効果は、被保険者資格関係で52億円、標準報酬月額関係で39億円。

(A) 適用事業所における適用の適正化

社会保険関係

① 周知広報の実施

事業主説明会の開催、パンフレットの配布等により、適用事業所の事業主等に対して短時間労働者、外国人労働者等に係る適正な届出の励行を指導。

② 事業所調査の重点化【平成15年度～】

短時間労働者、派遣労働者等が多いと見込まれる適用事業所に対する調査を重点的に実施。

③ 全喪の適正な処理【平成15年度～】

- 健康保険法施行規則の一部改正により、適用事業所に該当しなくなった場合の届出を規定するとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務付けたところ。
- 全国社会保険事務所長会議（平成14年10月）や全国地方社会保険事務局長会議（平成15年1月）において、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての調査確認方法を指導。

(注) 具体的には、

- ・ 届出に添付された書類で事業が継続していないことを確認するとともに、届出に記載された全喪の事由に関してその詳細を聴取すること
- ・ 滞納事業所かどうかを確認すること
- ・ 事業を継続している疑いがある事業所に対して実地調査を行うこと等を指導。

(B) 未適用事業所の適用促進

社会保険関係

① 周知広報の実施

- 労働基準監督署、公共職業安定所、税務署等の窓口においてリーフレットを配布。
- 商工会議所等を通じてリーフレットを配布。

② 法人登記簿の活用

- 法人登記簿を閲覧して未適用事業所を把握。
- 各都道府県社会保険労務士会に委託して未適用事業所に対する巡回説明を実施。
- 未適用事業所に対する巡回指導を実施。

③ 労働保険の適用事業所に関する情報の活用

【平成14年度～】

- 社会保険庁本庁より、各社会保険事務所に対し、労働保険の適用事業所に関する情報を提供し、未適用事業所の把握に活用するよう指導。
- 具体的には、厚生年金保険の適用事業所に関するデータと雇用保険の適用事業所に関するデータとを機械的に突合して郵便番号、名称、所在地及び電話番号の全部又は一部が一致しない事業所のリストを作成。

(5) 厚生年金保険の適用事業所と雇用保険の適用事業所との比較

* 農林水産の事業を行う従業員5人未満の個人事業所（※1）

厚生年金保険

等

* 役員しか使用しない法人

事業所

* 船舶所有者

等

* 常用的使用関係にある従業員を使用する法人事業所

* 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所

* 飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所（※1）

* 農林水産の事業以外の事業を行う従業員5人未満の個人事業所（※1）

* 厚生年金保険の一括適用に係る指定事業所以外の事業所（※2）

* 常用的使用関係にない従業員しか使用しない法人事業所（※2）

等

雇用保険

（注1）※1は、厚生年金の強制適用事業所に該当しないが、厚生年金保険の任意適用事業所に該当するもの。

（注2）※2は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないもの。